

厚生労働省発基1227第3号  
平成29年12月27日

労働政策審議会  
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に  
基づき、「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙）について、  
貴会の意見を求める。

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 准救急隊員について休憩時間の自由利用の原則の適用を除外すること。

第二 この省令は、平成三十年四月一日から施行するものとする。